

台湾・中国におけるサービス貿易協定についての検証 －台湾の学生運動をめぐって－

Verification of the Cross-Strait Service Trade Agreement between Mainland China and Taiwan － in Regard to the Student Movement in Taiwan －

東アジア法研究所
招聘研究員 江 秀 華

要 旨

世界各国・各地の経済連携が進むなか、台湾は中国との関係でこの国際的経済連携から外されて孤立化が進行している。この孤立を避けるため、中国との経済連携「海峡兩岸経済協力枠組み協議」略称ECFA)を2010年9月に発効させた。しかし、2014年3月18日、台湾の学生たちはデモ運動が起こした。この学生デモ運動の目的は2013年6月に中国と結んだ「サービス貿易協定」の強行採決を阻止するためであった。果たしてこのサービス貿易協定は台湾にとって本当にメリットであるか否か、を協定内容や中国・台湾への経済効果から検証する必要がある。とりわけ(1)経済・市場規模、産業発展の差、(2)協議内容の不公平・不平等の差、(3)香港CEPAの経験、(4)労働者の移動の影響、(5)他の国とのFTA締結の必要性-韓国のFTA効果との比較という経済的な視点から検証していく。さらに東アジアにおけるFTAの政策・経済効果への助言も本論文のねらいである。

キーワード

台／中関係、ECFA、サービス貿易協定(CSSTA)、CEPA

英文要旨

While economic partnership among nations and regions increases, Taiwan has been excluded from these international partnership agreements, due to her relationship with China, kept isolated. In order to avoid this isolation, Taiwan signed the Economic Cooperation Framework Agreement (ECFA) with China and this agreement took effect in September 2010. However, on March 18th of 2014, Taiwanese students started a demonstration movement. The purpose of this demonstration by students was to stop the Cross-Strait Service Trade Agreement (CSSTA), which was signed between Taiwan and China in June 2013, from being ratified through undemocratic processes. To verify whether or not the CSSTA will really place Taiwan at a disadvantage, it is necessary to examine the content of this agreement and discuss the possible economic effect this agreement can bring to China and Taiwan. This paper explores the CSSTA from the following points: (1) differences in economic and market scale, as well as differences in industry development; (2) differences as shown in the unfairness and inequality in the agreement; (3) the experience of CEPA of Hong Kong; (4) influence of labor migration; (5) the necessity of signing FTA with other countries, comparing with the FTA effect of Korea. Moreover, this paper also aims at providing advice to the FTA policy and economic effect in East Asia.

1、はじめに

2014年3月18日、約300人の台湾の学生たちが立法院（日本の国会に相当）に突入し、占拠したという衝撃的な事件が起こった。立法院が占拠されたのは、民主化のために1980年代後半に起きて以来であった。この学生たちのデモ運動の目的は、2013年6月に中国と結んだ「海峡兩岸サービス貿易協定」（中国語：海峡兩岸服務貿易協議）の強行採決を阻止するためであった。学生デモの前日の2014年3月17日には、中国との「海峡兩岸サービス貿易協定」を発効させるため、立法院で審議が行われていた。しかし、与党・国民党の議員が時間切れという理由で一方向的に審議を打ち切って、そのままこの協定を発効させようとしたため、「不透明な密室協定」（ブラックボックス化）であると国民から強い不満・反発が起こった。ECFAの最初の交渉では、「サービス貿易協定は、一条ずつ審議・表決されなければならない、立法院によって審議・通過されなければならない」という条件があった。しかし、このサービス貿易協定は立法院で審議する前に16回の公聴会を開く約束であったにもかかわらず、公聴会はいずれも形式的なもので、学者や企業などの意見を取り入れなかった。立法院はサービス貿易協定をめぐる審議に対する不満・不信の声を無視し、強行採決した。果たしてこのサービス貿易協定は台湾にとって本当にメリットであるか否か、を協定内容や台湾・中国への経済効果から検証する必要がある。

2、台・中経済関係の歴史的経緯

1949年に中華人民共和国が社会主義国家として建国されたと同時に、台湾と中国の間で、軍事・政治において対立・緊張関係になり、経済・文化・ヒトなどの交流も中断していた。その後、台湾の経済成長に伴い、人件費や不動産などが上昇し、台湾元も切り上げられて、輸出に不利となっ

たため、台湾は海外直接投資をはじめた。最初に主要な輸出先であり、華人ネットワークのつながりから、ASEANへの投資を中心としていた。一方、中国では、文化大革命後の国内成長が大きく停滞したため、「経済体制の改革・対外貿易の開放」という政策を打ち出して、社会主義“市場経済”を推進しながら、中国経済を再建した時期でもあった。中国経済を再建するため、中国にとって外国・外部資金を誘致しやすい同じ華人圏の台湾・香港を中心に誘致し、政策・行政上でも積極的に安価かつ豊富な労働力、法人税の減免制度、輸出入の手続きの簡易化などのさまざまな優遇政策を打ち出した。台湾にとっては、1947年から「戒厳令」を実施して以降、中国への投資は不可能であったが、中国への進出のメリットが大きくなり、コスト競争で優位にある労働集約型産業の中小企業を中心に香港などを経由し、対中投資・貿易を展開していた。さらに、80年代に入り、中国の開放・改革による香港企業の対中進出が増加したことで国際競争力を保つため、台湾の企業は政府に「対中投資」への許可を求めはじめた。1987年に約40年間の「戒厳令」を解除し、1990年に第三国経由の対中間接投資と貿易を正式に開放した。

台湾側は中国の“経済統合”の不安を抱えながら、中国がWTOに加盟したことにより、2001年に台湾政府も世界情勢や民間企業からの要望を受けて、中国への進出に関して大幅な規制緩和である「積極開放・有効管理」政策を打ち出した。その内容は、中国への投資額1件あたりの上限の撤廃、中国への直接投資の開放、投資禁止項目の見直しおよび明確化などである。台湾は中国への貿易・投資依存度が上昇し、中国への資本・技術・ヒトの移動で台湾国内では「産業空洞化の加速」、「失業率の上昇」、「給与水準の低下」などさまざまな問題に直面している。一方、中国の国内人件費の上昇、外資による優遇政策の打ち切り、人民元の切り上げ、中国政府の産業調整・推進などで製造業にとって投資環境が厳しくなった。台

湾側は製造業以外の金融・保険業への対中投資を解禁・緩和し、台湾の対中進出は大型製造業への投資を減少させる一方で、卸・小売業や食品業などのサービス業への投資を少しずつ増加させている。そのため、台湾は“世界の工場”としての対中進出より、むしろ“世界の市場”として注目し、中国側のサービス業への緩和・開放を期待した。

また、世界各国・各地の経済連携が進むなか、中国の動きが活発になり、アジア太平洋地域諸国・地域への脅威がますます強くなった。一方、台湾は中国との関係でこの国際的経済連携から外されて孤立化が進行している。この孤立を避けるため、中国との経済連携「海峽兩岸経済協力枠組み協議」(中国語：海峽兩岸經濟合作架構協議、Economic Cooperation Framework Agreement、略称ECFA)が2010年9月に発効し、台湾にとって6つ目の自由貿易協定(FTA)となった。

2010年のECFA締結によって台湾側は製造業以外の投資が急増し、中国側は不動産・建設や卸・小売業、台湾企業に対する金融サービスの提供まで投資規制を緩和・許可した。台湾側はECFA締結後も次々と高技術のIT分野、一部の農業分野までの対中進出と技術協力も解禁したが、主要な電子部品・製品製造への投資が減少し、金融・保険業、不動産業への投資が活発に行われた。また、他の製造業の投資減少理由について、2008年に中国は「労働合同法」を実施し、最低賃金という法律を整備された。それに加えて、2011年の社会保険の管理規定ではいままでの医療・失業保険に労災、出産などを追加し、企業に強制に「社会保険料」を徴収するようになった。さらに、導入・代替輸入・輸出段階に進んで、資本・技術を高めている中国企業との競争は激しくなっている。つまり、いままで台湾で受注し、中国で生産した製品を第三国に輸出するまたは、直接に中国国内で消費・販売に提供する事業モデルは従来のような事業展開が難しくなっている。そのため、一部の台湾の電子部品・製品製造業は投資先をASEANに転換しはじめる動きもある。中国の経済成長に

よる社会や産業構造の変化に対応している世界各国の企業と同様に台湾企業も同じくこの変化・競争に直面している。

3、サービス貿易における定義・内容

台湾は中国と「海峽兩岸経済協力枠組み協議」(ECFA)が台湾にとって6つ目の自由貿易協定(FTA)となった。これまでに、台湾は、パナマ(2004年)、グアテマラ(2006年)、ニカラグア(2008年)、エルサルバドル(2008年)、ホンジュラス(2008年)とFTAを締結していたが、この中米5カ国との貿易総額は台湾の貿易総額の0.1%(2013年)にすぎない。ECFAの発効後、台湾はシンガポールと2013年5月に経済パートナー協定(ASTEP)を締結した。ニュージーランドとは、2013年7月に経済協力協定(ECA)を締結した。アメリカとは、2007年7月以来中断したアメリカ・台湾貿易および投資枠組み協定(TIFA)の協議が2013年3月に再開し、これから日本、ASEANなどの主要貿易相手国とのFTA協議につながることを期待している¹⁾。



出所：台湾行政院経済部より作成

図1

ECFAは実質的には通常の2国間で締結したFTAと同様であるが、中国と台湾は国同士ではないため、FTAという言葉を使わず、「海峽兩岸経済協力枠組み協議」という名称が用いられる。ECFAは貿易(商品・サービス)、投資保障、経済協力、アールリーハーベスト、その他(紛争処理

など)の5章16条、5つの付属文書から構成されている(図1)。ECFAの発効後、2012年8月に「海峽兩岸投資保障および促進協定」と「海峽兩岸税関協力協定」が締結され、2013年2月に発効した。今回争議の焦点となった「海峽兩岸サービス貿易協定」(中国語:海峽兩岸服務貿易協議)は2010年に締結したECFAの第二章第4条サービス貿易に基づいた協議内容である。

この「海峽兩岸サービス貿易協定」の内容は以下のとおりである。

- 一、双方(台湾と中国)は、第8条規定による「サービス貿易におけるアリーハーベスト」に基づいて、本協議発効後、遅くとも6か月以内にサービス協定について交渉し、速やかに完成させることを同意する。
- 二、サービス貿易協定の交渉は以下の内容にベストを尽くす。(一)双方間の多くの部門に関連するサービス貿易の制限的な措置を段階的に軽減あるいは除去、(二)サービス貿易の幅と内容の深みを継続的に拡大、(三)双方のサービス貿易分野における協力を増加。
- 三、双方とも、サービス貿易協定の規定において開放を公約した上で制限的な措置の開放あるいは、除去を自主的に加速することができる。

ECFAの協議内容に基づいて、2011年3月に双方の経済貿易担当機関がサービス貿易の展開について交渉し、共同認識を持つに至った。2012年8月に8回目の閣僚会談で双方のサービス貿易協定本文および共同認識において市場開放項目を合意した。2013年6月に中国上海で行われた9回目の閣僚会談で正式に署名した。2014年3月の学生反対デモ以降の現時点では、まだ発効していない。サービス貿易は商品貿易と異なり、「商品」のように「有形」ではなく、生産・運輸・通関・販売など一連のプロセスが容易に見通せない。それゆえ、関連商品の関税、貿易管理、貿易統計の把握が困難である。つまり、サービス貿易を行う際、商品のように「通関」でチェックされない。サー

ビス貿易の概念や取引の特徴は抽象的であり、商品のように産出から取引までのプロセスは見えない、「無形」の商品である。たとえば、海外の管理コンサルティング会社は電話・Fax・E-mailなどを通じて、台湾の顧客にコンサルティングサービスを提供することで適切な顧問報酬の支給を受けることになる。このコンサルティングサービスの提供は、台湾の通関手続きなしに、台湾に「無形」の商品が輸出されたことになる。サービスも商品と同様に市場開放を求められているなか、台湾と中国の双方はWTOの基本原則に基づき、GATSのようにサービス貿易を4モードに分類している。

第1モード……国境を越える取引:台湾側は第1モードに制限を設けていないが、中国側は卸売サービスやカタログ販売以外の取引は認めていない。

第2モード……海外における消費:台湾、中国とも協議内容に制限を設けていない。

第3モード……業務拠点を通じたサービス提供:台湾側は中国のサービス提供者に台湾での独资・合資・合弁および子会社の設立などの形で業務拠点の設立を許可した。中国側は台湾のサービス提供者に出資比率が65%を越えないことや最低登録資本額などの制限を設けた。

第4モード……自然人の移動によるサービス提供:台湾側は「パソコンおよび関連サービス業」の許可と同様の条件である。「パソコンおよび関連サービス業」の許可内容は以下の4点になる。
①商業用訪問者は台湾の滞在期間は3か月のみ。
②グローバル企業の企業内移動では初回の滞在期間は3年である。また、延長の申請はできるが、一回の申請は3年を超えない。
③延長の申請回数は無制限である。
④台湾で商業拠点がなくない中国企業が雇用した労働者の条件付移動を許可される。中国側はWTOの原則に加えて、特定の契約サービス提供者のみに認めた。

このような4モードから許可範囲をみると、確かに台湾側は許可範囲が中国側より広い。しか

し、台湾の学生達が訴えたように不公平・不平等があるか否かについて具体的な協議内容・項目を検証していく必要がある。

(1) 台湾・中国におけるサービス貿易に関する協議内容は主に3つの部分に分けられる。

1. 協議本文(条文)は4章24条文となり、双方の政府とも相手政府がとったサービス貿易への影響に対する措置を順守する義務がある。そのなかには、透明化、公正さを客観的に担保すること、不公平な競争を避けること、関連資金移転の許可、最恵国待遇および内国民待遇を守ることを含む。

2. 特定承諾表(市場開放リスト)に双方が互いにサービス業市場を開放する内容を明記する。実際、2013年6月に「サービス貿易協定」を締結した前にECFAアーリーハーベスト(先行的に自由化を進める措置)は商品貿易とサービス貿易に分かれて、台湾と中国はアーリーハーベスト対象品目リストに基づき、ECFA発効後の6か月以内に商品貿易について関税の引き下げ、サービス貿易について開放を実施することを決めた。現時点、ECFAサービス貿易のアーリーハーベスト対象項目のうち、台湾が9項目、中国が11項目を開放しているⁱⁱ⁾。まず、2010年10月の第1段階では、中国側は「会計・監査・簿記(臨時監査許可有効期限の延長)」、「コンピュータ関連ソフトウェアおよびデータ処理」、「自然科学・エンジニアリング研究開発および実験」、「コンベンション」、「台湾製中国語映画の輸入割り当て規制の撤廃」の5項目を開放した。同年の11月に台湾側は「研究開発」、「コンベンション」、「中国の中国映画および共同制作映画の配給上映を毎年10作品」、「ブローカー(生きた動物を除く)」、「航空輸送コンピューターチケット販売システム」の5項目を開放した。2011年1月の第2段階では、中国側は「専用デザインサービス」、「病院サービス」、「航空機メンテナンスサービス」、「銀行」、「保険」、「証券・先物取引」の6項目を開放した。台湾側は「特製品デザインサービス」、「展覧会サービス」、「スポー

ツ・レジャーサービス」、「銀行」の4項目を開放した。今回の開放項目について、まず、台湾側は中国側から求める合計64項目の開放を承諾した。その中の37項目は新しく増加した項目あるいは中国からの投資の開放を拡大した項目である。37項目は非金融の28項目および金融関連の9項目に分けられる。台湾のサービス貿易の発展計画に合わせて、台湾側の「デジタル内容」、「文化創意」、「医療看護」、「低温物流」などの産業は中国側の自由化措置によって承諾された。また、中国側は台湾側が求める合計80項目の開放を承諾し、台湾業者の持ち株比率の向上、業務範囲の増加および貿易円滑化措置などの待遇を享有させる。中国の「十二五計画」(国民経済と社会発展第12個5年計画概要)で示された21サービス項目のうち、中国は17サービス項目の自由化措置を承諾した。中国側は台湾業者に優遇的な条件で対大陸のサービス業市場を拡大することに協力する。

3. 具体的なサービス提供者について規定し、第三者(国)がこの海峡兩岸サービス貿易協定の関連優遇を享受することを防止する。この協議の優遇を適用する対象者、条件、および適用な資格を取得するプロセスなどを規定している。具体的にECFAのメリットを享受するため、サービス提供者は①一定期間以上の経営歴(金融業と建設業は連続5年、他のサービス業は連続3年)、②法人所得税の支払い、③経営場所の所有あるいは賃貸という条件がある。

今回の「サービス貿易協定」において幅広く新規・追加の重点項目について次のようにまとめた。

(2) 中国側の台湾に対する承諾重点項目

① E-コマース(E-commerce; 電子商取引): 中国は台湾企業が福建省に電子商取引サイトを設立することと55%までの持ち株比率を許可したことにより、台湾企業がオンラインデータ処理と取引処理業務などのサービスを福建省から発信し、中国全国まで広げられるようになった。しかし、国境を越えるサービスの提供について許可されていない

い。つまり、この項目のサービスは中国の福建省から他の国・地域への提供が許可されていない。また、台湾からの発信もできず、必ず福建省に進出しなければならないデメリットがある。

②パソコン・情報サービス：中国側は多く台湾のパソコンサービス業者の能力を認め、学歴および経歴のみで能力・資格を認定する。さらに台湾での業績も評価の条件として含むことによって、台湾のパソコンサービス業者はますます中国市場へ進出しやすくなる。

③会議・展覧会サービス：台湾企業の独資で展覧会サービス企業を経営することを許可し、さらに江蘇などの一部省市の展覧会での審査・評価の許可権を与えられる。また、中国に拠点を設置しなくても上海などの一部省市で展覧会を開催することができる。こうしたことで台湾側の展覧会サービス業者にとって、中国への戦略に有利となる。

④オンラインゲーム：中国側は台湾企業が研究開発したオンラインゲームに対して、商品内容の審査の作業期間を2か月としている。このことは台湾企業にとって、中国市場での競争を助け、長期間の商品審査のため、中国業者に模倣・コピーされる問題を解決することができる。

⑤台湾の図書の輸入：中国側は台湾の図書の輸入審査手続きを簡易化し、台湾の図書の正当な輸入経路を確保する。こうしたことで台湾の図書が中国市場に輸入されやすくなる。しかし、図書の出版業について中国側はモード1「国境を越える取引」のようなサービス提供を許可せずⁱⁱⁱ、中国への輸出のため、台湾の図書の発行や小売り業者などにとって、いままでの台湾の図書関連出版業との取引ができなくなり、中国側の業者に代わる可能性がある。

⑥演出場所に関する経営：持ち株または主導権を握る台湾の合弁（合資）・合作演奏会、および劇場などの演出場所を経営する業者は中国で設立することが認められ、台湾の芸術を上演させる経営者および関連業種にとって中国市場の開拓に有利となる。

⑦映画の製作と印刷作業：中国側は中国の映画や中・台共同撮影映画の後期工程と印刷の作業を台湾で行うことを許可することによって、台湾映画の後期工程産業の環境を整備し、台湾の人材を養成する。台湾の映画後期工程の市場規模を拡大する。ちなみに中・台共同撮影した台湾話という“方言”の映画の上演は中国側の「審査・許可」が必要である。さらに輸出入業者は「中影集団」のみ許可された。

印刷業について台湾側の企業が中国で出版物の小売り企業を設立する場合、最低資本の必要額は中国企業と同様である。さらに「図書・刊行書印刷証」が必要である。この印刷証がなければ、出版物の発行はできない。

⑧海上輸送サービス：中国側は台湾企業に対して試験的に独資で港湾輸送サービスとコンテナ保管サービスを経営することを開放した。経営会社の設立条件は内国民待遇に従い、中国企業と同じであることから台湾側の海上輸送サービス業者の中国港湾戦略にとって有益であり、さらなる貿易を成長させる。しかし、独資企業の設置は福建省のみとなる。

⑨旅行会社と観光サービス：台湾の旅行会社と観光サービス業者が中国で旅行会社を投資・設立する場合、内国民待遇により設立条件は中国企業と同様である。そのため、中国市場への進出や中国での拠点の設置がしやすくなり、中国市場への前進の第一歩となる。経営場所、営業施設および最低の登録資本の要求も中国企業と同様である。

⑩金融サービス：中国側は台湾の保険業者が交通事故責任強制保険業務を営することを支持している。また、台湾の銀行が中国での村鎮（郷鎮）銀行設立の申請や人民幣業務サービスの経営（その対象が第三地からの台商を含む）をできるようにすることと、台湾資本の証券会社の合資持ち株比率を増加させることなどは台湾側の金融業者の重要な要求となる。これらの内容は台湾の金融業者が中国市場を開拓する上での一助となる。これらの内容は中国側の規定条件を満たす必要があっ

たが、その規定条件は明らかになっていない。また、商業サービスの会計・会計監査・簿記の項目、不動産サービス項目、電気通信サービス項目、健康医療サービス項目などにも条件付きで開放を認めた。

(3) 台湾側の中国に対する承諾重点項目

①印刷業：台湾側は中国がさらなる大きな印刷市場に進出ができるように、中国資本の投資は台湾の現有事業の投資と持ち株が50%を超えないことを制限している。しかし、台湾の図書業者が中国に輸出する際に、手続きが簡易化するメリットがある。

②美容とクリニックサービス：中国側に対してすでに開放している。しかし、台湾の市場規模が小さく、競争が激しいため、中国側の対台投資の誘因になれない。台湾側は事前審査と事後確認の手続きがあるため、突然の投資に対するトラブルでも対応ができる。

③葬儀業と火葬場：中国の成長している業種であり、需要が高く、台湾業者は中国市場への開拓潜在力がある。このなか、中国側は台湾葬儀業者の経営を開放しているにもかかわらず、台湾側は中国に対して、未開放であることから、中国資本は今後のビジネス機会の拡大を台湾に期待している。しかし、この業種の施設では、台湾側は設立条件を厳しく規定しており、中国資本の台湾進出が難しい。

④建設製造業：台湾側は中国資本が合弁（合資）で持ち株比例が12%を超えないという条件で参入を許可しているため、中国資本のコントロール能力があまりない。逆に台湾の建設製造業者は中国との共同建設項目を請け負う際、外資投資比例の制限を受けなくなる。

⑤看護（介護）施設：中国市場の需要が大きく、台湾側は巨大な中国市場の開拓ができる。しかし、台湾側は中国企業に対して小型・合作しか開放しておらず、中国資本にコントロール能力をあまり与えてない。

⑥演出場所の経営：台湾の土地が狭いため、中国

資本の持ち株は50%以下と制限しているため、コントロール能力を持たせておらず、台湾への影響が限られている。一方で、中国側は台湾業者の対中国投資を認めており、持ち株あるいは主導権を認める。

⑦漢方薬材の卸売り：1998年6月30日に台湾側はすでに漢方薬材の卸売業を中国投資業者に開放したが、漢方薬材の小売業に関して未開放である。今回の交渉でも同様に開放しない。漢方薬材の卸売業は4年近く開放しているが、いままで1社しか許可せず、台湾の漢方薬材の卸売市場にあまり影響がない。

また、情報処理を含むパソコンおよび関連サービス項目、市場調査や翻訳などを含む広告サービス項目、観光・旅行サービス項目、オンラインゲームサービス項目（制作・研究開発を除く）、電気通信サービス項目、海運・空運・道路などすべて含んだ輸送サービス項目、病院と高齢者・障害者の福祉機構を含む健康・社会サービス項目にも中国側に開放を認めた。

4、サービス貿易協定の争議点

(1) 経済・市場規模、産業発展の差

2012年において、台湾のサービス産業はGDPの69.12%を占める一方で、中国ではGDPの26.4%しか占めていない。同年、中国の第一次産業は13.4%、第二次産業は60.2%となっている^{iv}。つまり、台湾は第三次産業のサービス産業を中心とし、中国はまだ第二次産業の製造業を中心としている。そのため、中国政府は「十二五計画」で「サービス産業の発展」という項目を挙げている。一方、台湾は2,200万人の経済規模でサービス産業の伸び率が横ばいになっているが、サービス産業の技術面・品質面は年々上昇し、国際競争力を高めている。こうした背景からみると、輸入代替段階にある中国のサービス産業に対して、台湾のサービス産業の対中進出は優位性や競争力があることと台湾国内の産業構造の調整ができることが

考えられる。そのなかでも、特に金融業では銀行業務や保険業務などの台湾での市場が普及したため、積極的に中国への進出を望んでいる。しかし、中小企業を中心としている台湾と大規模の国有企業をもつ中国では、企業の経済力の差がかなり大きい。政府の全面的な支援をもつ中国の国有企業は資本面・政策面とも優位性があるのに対して、台湾の中小企業は資本・雇用規模が少なく、適用ができる優遇政策もないため、中国企業と対等の立場ではなく、交渉の不平等・不公平の問題が生じてしまう可能性が大きい。今回の協定において、台湾の銀行業者は中国の福建省のみに支店を設置することができるが、中国の関連規定条件に従わなければならないとされた。さらに台湾側は中国の銀行の株に投資することができるが、前提として中国の関連規定条件をクリアし中国側が認定した台湾企業のみとなる。金融業以外の産業も同じく、中国側はさまざまな規則・条件を設定していることから、競争相手に対しWTO原則である自由・平等・無差別でなければならないという点に矛盾しているといえよう。台湾・中国の双方がwin-winとなるため、WTO原則下での自由・平等・無差別の交渉が必要であり、なかでもまず、中国側の経済体制の①国有企業の改革、②金融改革の再改革の優先が必要であり、台湾との交渉も同時に進めるべきである。

(2) 協議内容の不平等・不公平の差

具体的に協議内容から台湾と中国の不公平・不平等を検討する。台湾側は中国企業、特に卸・小売り・販売サービス業について第1モード・第2モードは制限していない。第3モードでは中国のサービス提供者に対して、独資・合資・合弁および子会社の設立など台湾を業務拠点とすることが許可され、卸売・小売り・販売サービスを提供することが可能になる。前に述べたように第4モードについて「パソコンおよび関連サービス業」と同様に許可した。

しかし、中国側は、台湾に対して第1モードでは卸売サービスを許可せず、小売りサービスはカ

タログ販売以外許可していない。この第1モードに関しては、中国側のサービス提供者は台湾での商業拠点の設置を義務づけられていないため、中国にいるまま、台湾側の消費者にサービスを提供できる。そのため、台湾側の雇用拡大にはならない。第2モードについては台湾と同様に制限がないため、不公平・不平等は生じていない。第3モードについては、①まず、中国で30店舗以上を持ち、かつさまざまな提供業者が提供したブランド商品を経営・販売している台湾サービス提供業者は出資比率が65%を超えてはいけない。さらに②台湾サービス提供者は出版物の販売企業の設立に係る最低登録資本額が中国企業と同様に求められる。中国側が独資・合資・合弁で台湾への進出ができる仕組みであるため、台湾側にチャイナ・マネーが流入する。台湾側はこのチャイナ・マネーを最大限に活用できるかが極めて重要である。今後の産業調整や新産業の育成に対して、どのようにチャイナ・マネーを獲得し、有効に活用するかが台湾側の最優先の課題である。台湾はこのチャイナ・マネーで新産業への調整や雇用拡大までできるか、あるいは産業調整ができず、台湾企業側の経営・自主性などが中国投資者側に移転してしまうかという深刻な問題を抱えている。

また、第4モードにおいて、台湾側は「パソコンおよび関連サービス業」のように許可した。しかし、中国側はWTOのサービス貿易「自然人移動」の範囲^vと“契約サービス提供者”以外許可していない。契約サービス提供者とは、雇用者が中国とのサービス契約を履行するため、中国に入国し「一時的」サービスを提供する台湾の身分証明書をもつ台湾の労働者を指している。また、この雇用者は中国での商業活動を行わない台湾の子会社・企業・共同経営者を指している。さらに、契約サービス提供者は海外にいる期間の報酬の支払いについて、雇用者から支給される。そして、契約サービス提供者は提供するサービスに必要な学歴と資格を有する。このような台湾労働者は中国の滞在期間について2年を超えず、また、出入

国回数は2年間で複数回となり、さらに必要であれば、延長の申請もできる。しかし、中国滞在中は契約と関係ないサービス提供に従事できない。販売経営サービスは開放していない。サービス貿易の4モードに対する台湾・中国の双方の制限有無の差は大きく、政治問題まで関連する争議点も多い。

(3) 香港CEPAの経験

香港は2003年に中国本土と中国市場参入の際の規制緩和の早期化などのため、中国のWTO加盟時の公約を上回る優遇政策を内容としたCEPA（中国語：中国・香港経済貿易緊密化協定、Closer Economic Partnership Arrangement）を締結した。その後、CEPAの細則を規定した6件の付属文書が合意され、2004年1月1日に発効された。台湾のECPAと同じ理由で中国とは国同士ではないため、FTA自由貿易協定の名称をつけられないが、商品貿易の関税ゼロ化やサービス産業の開放や貿易と投資の効率化の推進という通常のFTAの協定内容と変わらない。実行当初、サービス産業の開放において、会計・銀行・建設/不動産・展覧会・流通・保険・観光・運輸などの18分野を対象とした。CEPAの締結後に2回の補充協定CEPA II、CEPA IIIがそれぞれ2004年と2006年に締結され、全28分野まで拡大した。さらに、2回の補充協定の中で新たに弁理士・商標登録・IT・職業紹介・人材仲介・専門技術資格試験などの各分野が追加された。また、比較するために、CEPAの28分野をGATSサービス分野分類リストの基準で54分野に数え直した [竹内 2007]。しかし、この54分野の開放は中国本土側のみとなり、香港側は全く開放していない。つまり、CEPAの下で香港のサービス提供者のみ、このサービス貿易に対する優遇措置を利用して、サービス分野の多様な業種において中国本土市場への優先的なアクセス権を与えられている。優遇内容はGATS譲許と同様に独資経営の許可、株式保有制限の緩和、登録資本金要件の引き下げ、所在地・業務範囲に関する制限の緩和など、さまざまな形態をとっている。

ECFAは中国と台湾の双方の開放を展開しているのに対して、CEPAは一方的に中国側が香港側に開放している点が特徴である。しかも、CEPAで決められた54サービス分野は多く香港にとって競争力がある有利な分野となっている。たとえば、多く開放された分野は不動産、建設、流通、金融、観光などである。一方で、全く開放されていない分野は研究、開発、教育、環境、健康、社会事業（病院などを含む）である。この点もECFAと大きく異なり、台湾の学生運動においてECFAに対する不公平・不平等の訴えの重点となっている。開放分野をみると、中国側は香港に54分野、台湾に80分野を開放した。逆に台湾側は対中国に64分野を開放し、香港側は対中国に全く開放していない。開放分野数だけをみると、確かに中国は対台湾への開放分野が多いが、制限が多く、自由度があまり高くない。また、CEPAは第4モードに対して、あまり関心がなく、資格の相互認証について自由職業や建設業を中心に実施されている。一方、ECFAは「第4モード……自然人の移動によるサービス提供」について台湾側が中国人労働者の受け入れを開放しないことを示しておきながら、「パソコンおよび関連サービス業」と同様に開放することを認めた。

実際、2004年1月に発効して現在10年目になったCEPAは商品貿易・サービス貿易・直接投資においてそれぞれの適用範囲が拡大され、香港の貿易総額は年々増加している。しかし、近年、中国において労働契約法の実施と労働者賃金の上昇などが進行し、比較的安い人件費というメリットがなくなり、国際的な価格競争力の低下が進んでいる。その一方、中国への輸出は1割地場輸出+9割再輸出となっているが、中国での加工貿易のための輸出に加えて、香港発信の流行・香港製のブランドの輸出を徐々に拡大させている。香港はいままでの経済成長の経験を活用し、中国への再輸出商品に高付加価値をつけて、中国本土の価格競争の商品と差別化をする戦略およびブランド・品質安全志向の中国市場向けの販売戦略で中国に

依存しながら、CEPAを最大限に利用している。この傾向をみると、台湾も国内産業調整や高付加価値商品の開発に転換できるチャンスがあるといえる。また、中国との貿易は輸出入とも香港の貿易全体の5割を占め、中国が香港経済に大きく影響する貿易相手先となっているにもかかわらず、香港は中国の資源を最大に活用する立場に変わった。商品貿易のみならず、香港のサービス貿易についても、輸出入とも拡大している現状である。中でも、運輸サービスは、いままで商品貿易の再輸入のため、物流だけではなく、通関手続きなどのサービスも好調だが、現在、中国側は本土の港湾や保税開発区などのインフラ整備が進展し、香港に集中している物流と商流が中国へと分散している。つまり、従来と異なり、運輸コストを削減するため、香港経由をせず、直接中国本土と輸出入することが増加する傾向にある。台湾と中国の間は2008年に直接に「三通」^{vi}を実現し、さらにECFAの発効によって、これまで香港経由で“ヒト・モノ”が輸送されていたものが、時間・コストの削減のために中国本土への直行・直航便に乗り換えている。そのため、香港の運輸サービスへの影響が懸念されている。香港側はいままで“香港経由”という優位を活かして、中国本土との相互補完関係を明確にする必要がある。この点については台湾にとっても重要である。

(4) 労働者の移動の影響

台湾の労働市場の現状として、外国人単純労働者の受け入れの必要があるにもかかわらず、日本、韓国と異なり、政治問題が絡んでいるため、中国人の単純・専門労働者の受け入れは全く行わない。台湾側はECFAにおいて当初は、労働者政策・移民政策を交渉しない方針であったが、ECFAによる中国資本・企業の参入および中国へのサービス分野の進出で台湾の労働市場を変化せざるを得なくなる。実際、GATSの4モードによると、第4モードの自然人の移動について交渉していないが、第1モードの国境を超える取引、第2モードの海外における消費と第3モードの業務

拠点を通じたサービス提供によって、中国人労働者は対台湾への投資や企業進出を通じて、台湾に流入することになる。また、台湾側の対中国の特定承諾表をみると、①商業訪問は台湾滞在期間が3か月を超えない^{vii}。②グローバル企業の企業内移動のため、一回目の台湾滞在は3年だが、延長の申請ができる。また、毎回の申請は3年を限度とするが、申請回数は制限していないので、長期滞在とほとんど変わらない。③台湾で商業拠点を持たない中国企業について i 台湾企業との取引契約に基づくアフターサービスや技術指導サービスなどのサービス提供者、ii 「専門家」^{viii}の定義に満たしている専門労働者、iii 台湾滞在中に契約と無関係なサービスの提供は許可されない、iv 契約内の行為のみしかできず、台湾の専門労働者の資格を与えないという条件で開放を許可した。さらに、中国企業の対台投資について投資額が20万ドル以上の場合、「企業責任者」、「社長」、「総経理」となる専門労働者の来台は二人申請ができる。加えて、投資額50万ドルを増加すれば、一人追加申請ができ、最大7人までの来台ができる。

(5) 他の国とのFTA締結の必要性

中国・台湾ECFA締結後、台湾はシンガポール、ニュージーランドとFTAを締結し、アメリカとの協議も再開した。また、台湾はアメリカに環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉への参加を支持するように要請し、さらに台・米FTAの締結を提案した。これから、台湾の主要な貿易相手国の日本やASEANなどのFTA交渉を加速させるとともに2020年までにTPPへの参加を目指している。台湾が、このように積極的に中国とECFAを締結し、他国とのFTA交渉を進めている理由は、「輸出を経済成長する武器」、「輸出立国」と目標をしている韓国の積極的な「FTAネットワーク」の政策を受け、危機感を強めているためである。実際、アジアのなかでも、韓国は強力なリーダーシップの下で果敢なFTAを展開していると評価されている。

FTA効果をもたらした韓国は台湾の輸出への

影響を検証する必要がある。まず、韓国対シンガポールへの輸出伸び率を計算してみると、2003年～2005年の韓国対シンガポール平均輸出伸び率が23.5%で、台湾対シンガポール平均輸出伸び率は27.8%であった。しかし、2006年に韓・シンガポールFTAを締結してから、2006年～2012年の輸出伸び率は韓・シンガポールが13%になり、台・シンガポールが8.4%に減少した。また、韓国および台湾の対ASEAN輸出伸び率について、2003年～2005年の韓・ASEANは15%で、台・ASEANは18%であったが、2007年の韓・ASEANのFTA締結によって、韓・ASEANは18%に増加し、逆に台・ASEANは12%に減少した。ASEAN、シンガポールは台湾の重要な輸出相手国で、韓・シンガポール／ASEANのFTAの締結は台湾の輸出に大きく影響を与えた。これは、台湾政府や企業などが抱えた経済連携への孤立による危機で、台・中ECFAの締結を賛成した理由といえる。また、最大の貿易相手国である中国・日本とのFTA締結の必要は韓国側の課題の一つであり、台湾経済への最大の脅威だともいわれている。韓国のGDP成長は中国への輸出に影響を受けているため、韓国にとっては、対中国貿易黒字が重要である[奥田 2013]。しかも韓国政府の分析によると、韓中FTAを発効した場合、韓国の輸出は約8割がFTA締結国で占める。また、韓国は巨大な中国市場へ先制し、対中進出の韓国企業に有利な制度を整備し、関税の引き下げで韓国企業から自国への資材・部品の調達などをねらっている。そのなか、韓国は経済以外に政治分野でも朝鮮半島の情勢への期待も考えられる。一方、中国はFTAによる韓国企業の投資誘致や中国企業の対韓調達コスト削減などで中国の国内産業構造を調整するというねらいがある。台湾にとって、積極的にFTA交渉・締結・発効を行っている韓国の経験がきわめて重要で交渉のまえに①国民の合意・理解が必要、②国内産業・企業にある程度の調整が必要で、不十分のまま対外交渉に進むと妥協してしまうデメリットがあること、③

農業や一部の産業への明確な対応・対策が必要、④外資誘致の強化政策が必要、⑤国内の産業構造調整の難しさへの対応・対策が必要、⑥FTA締結国への進出企業の利益保護の制度的基盤づくりが必要という課題に韓国経験を参考しながら優先に考えるべきである。また、韓国のFTAと比較してみると、台・中ECFAでは締結内容の不足や交渉の不十分などの問題点が明らかになった一方、サービス産業に対する交渉・開放についてECFAは韓国のFTAより幅広い・包括的なFTAである評価ができる。

5、まとめ

2014年3月18日の「反ブラックボックス化」のため、締結した台湾・中国のサービス貿易協定への反対学生運動はある程度収束したが、その後、台湾、中国間の再交渉・再協議・発効可能な時期などについて現時点ではまだ決まっていない。本論文では、政治上の考慮より、経済の視点から5つの争議点を検証した。

まず、(1) 経済・市場規模、産業発展の差について、現在でも製造業を中心としている中国に対して台湾はサービス産業が発展しており、中国への台湾のサービス産業の進出は優位性や競争力があり、台湾国内の産業構造の調整ができると考えられる。しかし、中小企業を中心としている台湾と大規模の国有企業をもつ中国では、企業の経済力の差が非常に大きい。政府の全面的な支援をもつ中国の国有企業は資本面・政策面とも優位性があるに対して、台湾の中小企業は資本・雇用規模が少なく、適用ができる優遇政策もないため、中国企業と対等の立場ではなく、交渉の不平等・不公平の問題が生じてしまう可能性が大きい。(2) 協議内容の不公平・不平等の差について、中国側は4モードを限定的・条件付きで開放するのに対して、台湾側は4モードの時間差があるが、徐々に開放していく予定である。また、第4モードにおいて、今回の交渉内容に含まないが、

台湾側は中国人労働者の条件付移動を許可する。また、台湾側は第3モードによるチャイナ・マネーで新産業への調整や雇用拡大までできる可能性がある一方で、産業調整ができず、台湾企業の経営・自主性などが中国投資者に移ってしまう可能性もあるという深刻な問題を抱えている。

(3) 中国・香港CEPAの経験について、CEPAは中国本土側の開放のみとなり、香港側は全く開放していない。しかも、中国側が開放した分野のすべてが香港の重要産業といえる。つまり、CEPAは香港のサービス提供者のみに対して、中国本土市場への優先的なアクセス権を与えている。

(4) 労働者の移動の影響について、現時点ではECFAにおいて、労働者政策・移民政策を交渉しない方針であった。しかし、ECFAによる中国資本・企業の参入および中国へのサービス分野の進出で台湾の労働市場が変化せざるを得なくなる問題が起こっている。

(5) 他の国とのFTA締結の必要性について、台湾の輸出に大きく影響を与えた韓国のFTA戦略は、確かに価格競争による輸出の増加、投資誘致の効果や一部の産業調整など肯定的な効果をもたらすことが評価された。韓国のFTA経験と台・中ECFAを比較し検証した結果、台・中ECFAでは締結内容の不足や交渉の不十分などの問題点が明らかになった一方、サービス産業に対する交渉・開放についてECFAは韓国のFTAより幅広い・包括的なFTAであると評価できる。

ECFA締結によって台湾・中国の間の貿易額が拡大したが、中国の産業転換によって、製造業への投資額がなかなか伸びないため、ECFAのサービス貿易協定への期待が大きい。しかし、サービス貿易の4モードにおいて、台湾側は段階的に幅広く開放する方針をとっているのに対して、中国側は制限的な開放政策をとっている。それゆえ、台湾の国民が中国に対して不信・不安を募らせるのは当然であり、サービス貿易協定への反対も考えられる。中国側は国内の産業構造を調整するた

めに、サービス貿易の4モードを制限せず、徐々に開放し、サービス産業へ転換することが期待できる。また、台湾・香港をはじめ、他国との包括的なFTA交渉もできるといえる。そして、台湾は他国とのFTA締結のため、台湾の主要な貿易・投資相手国である中国を最初の締結国とするのは最適な選択である。実際、ECFA締結後、他国との交渉・締結・発効を続々と進めている。しかし、台湾側は対中貿易・投資依存度が高くなっている一方、中国経済の変化や政策によるリスクに対応できない状態であり、中国側に対する台湾の貿易・投資の開放への批判が多くなった。台湾側はまだECFAを活用せず、国内の産業調整や雇用の創出や対中進出の拡大などの成果がみられず、サービス貿易協定への期待も大きくない。そのため、台湾中国双方は、中国・香港CEPAの経験による中国との相互補完関係を明確にする必要がある。台湾・中国ECFAも同じく、政治的な考慮を最小限にし、双方の優位性を重視し、産業発展や経済規模の差を配慮しながら、公平・対等に交渉すべきである。FTA締結に政治的要素を視野に入れるのは当然であるが、台湾と中国の間の政治的問題は複雑であり、政治の考慮を入れるとなかなか進まない事情がある。そのため、台湾と中国の間の交渉・協議に慎重の姿勢をとらなければならない。特に2014年12月の台湾統一地方選では、現在の馬英九政権に対する不満・批判の国民の声で与党の国民党が歴史的に大敗した。その一つの要因は今回の台湾・中国の「反海峡兩岸サービス貿易協定」に対する学生デモ運動への対応の不満だといわれている。確かに学生デモ運動を収拾したようにみえるが、実際の協定内容について、台湾側の再検証や見直しや中国側への再交渉などの動きがない。このサービス貿易協定は台湾にとっては確かにいくつか不安があるが、中国からもたらす経済効果以外、対東アジア戦略まで発展させられるというメリットも重要である。そのため、台湾はASEANや日本などの主要な貿易相手国とのFTA交渉・締結を続けて、対中依存

度への不安を分散させる必要がある。それに加えて、台湾側も中国からの投資（カネ）や貿易（モノ）、専門・熟練労働者（ヒト）を最大に活用すべきである。このサービス協定の発効に反対するよりも、逆に中国からのカネ・モノ・ヒトを積極的に受け入れて、台湾国内の産業調整・雇用に活用し、対中進出への新事業を展開することも今後重要である。

【注】

- i 台湾經濟部 (Ministry of Economic Affairs, R.O.C.)HPによる。
(<http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/home/Home.aspx>)
- ii 台湾企業は中国に進出する際、ECFAの付録5「サービス貿易アーリーハーベスト部門および開放措置におけるサービス提供者の定義」を参照し、台湾の經濟部にサービス提供者証明書の発行を申請し、その後、他の規定による対中投資の手続きを行う。
- iii インターネット・ショッピングのみモード1「国境を越える取引」を適用することができる。
- iv 国家統計局の『中国統計年鑑』より計算したもの。
- v GATSは基本的に実務、通信、建設、流通、教育、環境、金融、健康、観光、娯楽、輸送とその他の12分野のサービス貿易に関する措置について扱っており、投資などの分野に関する「自然人移動」について扱っていない。
- vi 「三通」とは通商・通航・通信のことを指す。いままで台湾と中国は直接的に通商・通航・通信することを許可されおらず、香港経由でしかできない間接「三通」という時期があった。
- vii 商業訪問とは、商務会議、商務会談、業務拠点の準備あるいは関連活動となる。また、訪問のため、台湾滞在中に台湾側の報酬を受け取れなく、直接に営業や販売なども行えない。
- viii 「専門家」とは企業組織内で先端な専門技術をもつ、または研究開発技術や設備や管理などの専門知識をもつ専門労働者である。

<参考文献>

(1) 和文献

- 奥田聡 2013「韓国のFTA戦略と日本への影響」山澤逸平、馬田啓一 国際貿易投資研究会編著『アジア太平洋の新通商秩序—TPPと東アジアの経済連携』第7章、勁草書房
- 外務省「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の解
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats.html>
- 江秀華 2014「台湾における外国人労働者の受け入れについて—実態および政策調査—」第8巻第1号『城西現代政策研究』城西大学
- 施学昌 2013「台湾企業の中国進出に関する考察」東アジア経済・産業研究班 [編]『東アジア経済・産業における新秩序の模索』第5章 研究双書 第157冊 関西大学経済政治研究所
- ジェトロ編『ジェトロ世界貿易投資報告』2008～2014年版
- 竹内孝之 2007「中国・香港CEPAと東アジアFTA構造」玉村千治編『東アジアFTAと日中貿易』第7章 アジ研選書
- みずほ総合研究所編 2004「香港・中国経済貿易緊密化協定 (CEPA) の香港経済への影響」みずほ総合研究所

(2) 英文献

- 工業貿易署 Mainland and Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement (CEPA) 本文
<http://www.tid.gov.hk/english/cepa/> 香港政府工業貿易署
- 韓国産業通商資源部 貿易統計データ
<http://www.motie.go.kr/language/eng/policy/tpolicies.jsp>

(3) 中国語文献

- 「海峽兩岸經濟合作架構協議 (ECFA)」本文及附件
<http://www.ecfa.org.tw/index.html>
- 「海峽兩岸服務貿易協議」簡介、本文及附件
中華民國統計資訊網
<http://www.ecfa.org.tw/index.html> 行政院主計総処